

自立支援医療費（更生医療）

区分	対象となる世帯	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円・自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で、 障害者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2	住民税非課税世帯で 低所得1以外	5,000円
中間1	住民税課税世帯で、 市民税額（所得割）が 3万3千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額 （※「重度かつ継続」に該当する場合は5,000円）
中間2	住民税課税世帯で、 市民税額（所得割）が 3万3千円以上23万5千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額 （「重度かつ継続」に該当する場合は10,000円）
一定以上	住民税課税世帯で、 市民税額（所得割）が 23万5千円以上	自立支援医療費支給の対象外 （「重度かつ継続」に該当する場合は20,000円）

※「重度かつ継続」の対象範囲

- じん臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害に対する医療
- 医療保険の高額療養費で多数該当の方

● 自立支援医療という世帯とは、実際に医療を受ける人と同じ医療保険に加入している家族のことです。一緒に住んでいる家族でも違う医療保険に入っている場合、ここでは別の世帯として扱います。